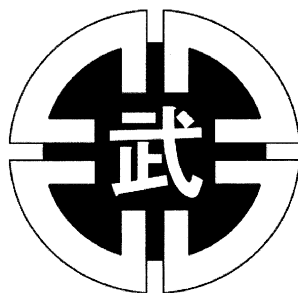


「武蔵野小学校PTA」

第45回定期総会資料

<書面決議>



議 事

- (1) 令和3年度活動報告について
- (2) 令和3年度決算・会計監査報告について
- (3) 令和4年度本部役員・庶務・会計監査員について
- (4) 令和4年度活動方針案
- (5) 令和4年度予算案
- (6) 令和4年度PTA組織図

令和 3 年度 本部活動報告

令和 3 年

- 4月 ウィズユース春スポ⇒中止
- 5月 15ブロック総会⇒書面決議
- 5月 ウィズユース総会⇒中止
- 5/20 武蔵野会館運営協議会総会⇒書面決議
- 5/28 第 44 回定期総会⇒書面決議
- 5/15 PTA 団体傷害保険契約更新
- 6月 昭島市公立小学校 PTA 協議会
(市小 P) 総会・懇親会⇒書面決議
- 6/11 第 1 回運営委員会
- 6/15 PTA 会費集金
- 7/13 使用済み乾電池持ち込み
- 8/21 15ブロック自治会祭礼⇒中止
- 8/28 PTA 行事「芝生エス」⇒中止
- 9/2 学区内危険箇所調査
- 9/25 芝生ちょこっとボラ (草取り)
- 10/2 運動会お手伝い
- 10/15 第 2 回運営委員会
- 11/9 令和 3 年度本部役員
立候補届・推薦書配布
- 11月 市小 P 研修会⇒中止
- 11月 青少年フェスティバル⇒中止
- 11/5 令和 3 年度昭島市への要望書
アンケート実施
- 11/26 市小 P 第 1 回理事会
- 12/5 広報誌第 2 号発行

令和 4 年

- 1月 給食試食会⇒中止
- 1/21 使用済み乾電池持ち込み
- 2/1 PTA 活動についてのアンケート
- 2/27 避難所運営委員会
- 3/11 第 3 回運営委員会
- 3/14 広報誌第 3 号発行
- 3/25 第 48 回卒業式(本部役員の列席なし)
- 4/6 第 50 回入学式(本部役員の列席なし)
- 5/7 新旧本部顔合わせ会
- 5/28 第 45 回定期総会(書面決議)

令和4年度PTA活動について

令和4年2月1日より「PTA活動についてのアンケート」を実施し、165通の回答をいただきました。
いただいた回答を基に、以下の通り令和4年度の活動内容を協議いたしました。

会則第6章第25条に従い、令和4年度を組織変革の為の試行期間として活動する事を運営委員会で審議し、承認可決された事をご報告いたします。

委員会一旦中止、ボランティア制を試行します

委員会中止/ボランティア活動試行について83%が賛成
ボランティア活動へ参加意思 「ぜひ参加したい」「都合が合えば参加したい」が72%

- 令和4年度は、学級学年委員会、広報委員会、ボランティア選出委員会の役員は選出しません。
- 行事や必要な活動に対し、その都度ボランティアを募る方法を試行します。
- 学年単位で、2～3名ずつ（学年クラス数×1名以上）「PTA本部役員（庶務）」を選出します。
庶務は本部と学年のパイプ役です。出来る範囲での本部活動やボランティアコーディネーターとしての活動をお願いします。
- 1年間の試行活動を評価し、活動内容の改善や、必要な会則改定などを考えていきます。

PTA登校見守り活動（旧ふれあい登校）は続けます

- 月1回（毎月第2火曜）を『PTA登校見守り活動日』とします。
- 本部よりマチコミメールと学校ホームページで、PTA会員だけでなく、地域にも見守りを呼びかけます。
- 不審者情報や、交通で危険な箇所があれば、本部にメールに都度報告してください。
- 重要な意見は、学校、地域、市役所、場合によっては警察とタイムリーに共有します。

学年レクリエーション・記念品寄贈について

- コロナウィルス感染症が落ち着くまで、学年単位での多人数のレクリエーションは見合わせます。
- 有志の保護者が企画する場合、本部が支援します。詳しくは学校ホームページでお知らせします。
- これまで通り、児童1人300円を活動費として予算計上します。
- 有志の保護者の活動がなかった場合は、ボールや本など、教育活動に必要な物品を購入し学校に寄贈します。

広報誌について

- 従来の紙での発行は年1回、教職員紹介の号を本部より発行します。
- ホームページを活用し、「PTAだより」を発行します。PTAの活動を分かりやすく！楽しく！全会員に周知できるようにします。

その他

- 活動そのものは縮小となるため、令和4年度のPTA会費は1,000円とします。（従来は1,500円）
- 各ボランティア活動の募集は、マチコミメールを通して行います。

令和3年度学級学年委員会 活動報告書

武蔵野小学校 PTA 学級学年委員会
会計/委員会担当 清水 瞳

<活動内容>

コロナ禍のため、レクや対面行事は中止とし、記念品贈呈のみとなった。

1年生	
記念品	11月30日 児童へ記念品贈呈
2年生	
記念品	12月6日 児童へ記念品贈呈
3年生	
記念品	12月 児童へ記念品贈呈
4年生	
記念品	2月22日 児童へ記念品贈呈
5年生	
記念品	2月 児童へ記念品贈呈
6年生	
記念品	3月23日 児童へ記念品贈呈

<まとめ>

各学年とも、レク開催に向けて話し合いをし計画を進めていましたが、コロナの影響で開催が難しく中止となりました。

学年ごとに記念品を購入し、配布しました。スムーズに進んだ学年と時間を要した学年と差がありました。

<会計報告>

	収入の部		支出の部	
	項目	金額	項目	金額
1年生	活動費@300×54名	16,200	文具還元	16149
			本部へ返金	51
	学年計	16,200	学年計	16,200
2年生	活動費@300×60名	18,000	文具還元	16,860
			本部へ返金	1140
	学年計	18,000	学年計	18,000
3年生	活動費@300×86名	25,800	文具還元	22,590
			本部へ返金	3210
	学年計	25,800	学年計	25,800
4年生	活動費@300×82名 *不足分	24,600 24	文具還元	24,624
			本部へ返金	0
	学年計	24,624	学年計	24,624
5年生	活動費@300×81名	24,300	文具還元	20,843
			本部へ返金	3457
	学年計	24,300	学年計	24,300
6年生	活動費@300×67名	20,100	文具還元	20,090
			本部へ返金	10
	学年計	20,100	学年計	20,100
	合計	129,024	合計	129,024

令和3年度広報委員会 活動報告

武蔵野小PTA広報委員会
連絡係 高下 尚子

<活動内容>

令和3年 7月14日	第1回委員会 旧委員会からの引き継ぎ、各班打ち合わせ、印刷業者の決定
令和3年11月17日	令和3年度 第1号広報誌配布 (192号)
令和3年12月15日	令和3年度 第2号広報誌配布 (193号)
令和3年 3月14日	令和3年度 第3号広報誌配布 (194号)

1班	写真依頼	・入学式 ・日光移動教室 ・全職員の写真
	原稿依頼	・アンケートの依頼
2班	写真撮影	・運動会
	写真依頼	・5年生宿泊行事(清里)
3班	写真撮影	・芸術祭 ・凧作り
	写真依頼	・席書会(展示品含む)

<会計報告>

収入の部		支出の部	
費目	金額	費目	金額
本部より活動費		切手代	9,000
		封筒代	2,137
		コピー代	500
		小計	11,637
		本部へ返金	
合計		合計	

<活動のまとめ>

コロナ禍の為、活動開始時期が例年に比べ遅くなりましたが、年3回の広報誌を発行する事ができました。私を含め、初めての広報の方が多かったですが、皆さんと協力し合い、何とか1年間活動する事ができました。先生方、保護者の皆様ご協力どうもありがとうございました。

令和3年度 校外生活委員会 活動報告書

武蔵野小学校 PTA 校外生活委員会
連絡係 村松 ゆかり

<活動内容>

年	月日	内容
令和3年	7月17日	新役員説明会
	9月8日	第1回見守り登校実施
	11月10日	第2回見守り登校実施
	1月11日	第3回見守り登校実施
	3月9日	第4回見守り登校実施
令和4年	4月13日	第5回見守り登校実施

<活動のまとめ>

コロナ禍のため「ふれあい登校」は「見守り登校」とし、担当地区の見守り活動を全5回実施いたしました。それぞれ担当となった委員が各場所で児童の安全の確認を行いました。

また校外だよりは感染対策の観点から発行が中止となりました。

見守り登校の際に委員から出た意見などは本部で回収し、今後の児童の安全を守るために活用いたします。

令和3年度ボランティア選出委員会 活動報告書

武蔵野小学校 PTA ボランティア選出委員会
連絡係 福島 弘士

<活動内容>

令和3年7月17日	新旧顔合わせ会 ・旧委員会からの引継ぎ、三役・会計の決定、名簿作成
令和3年8月8日	年間予定表の作成
令和3年10月29日	委員会開催(対面開催、リモート(ZOOM)試験) ・次年度PTA本部役員選出の段取り決め
令和3年11月4日	次年度PTA本部役員選出のご案内作成
令和3年11月8日	次年度PTA本部役員選出のご案内印刷・配布(学校で印刷)
令和3年11月20日	推薦書の回収
令和3年12月9日	委員会開催(リモート開催) ・次年度PTA本部役員選出について打ち合わせ、候補者への文書配布
令和4年1月16日	候補者への文書回収、電話折衝開始

<会計報告>

(円)

収入の部		支出の部	
費目	金額	費目	金額
本部より活動費	0	封筒代	0
		小計	0
		本部への返金	0
合計	0	合計	0

<活動のまとめ>

コロナ禍での活動となり、例年よりもイベントが少なかったため、活動自体はそこまで負荷があるようには感じられませんでした。

また ZOOM を利用したリモートでの委員会開催も一度行うことができ、今後リモート開催を主流にできれば PTA を担当する負担を軽減できると思いました。

反面次年度本部役員の選出に関しましては、以前より指摘されている通り立候補者・推薦者ともに年々減少していることに加え、個人情報の問題が大きな障壁となり、手続きにも折衝にも時間がかかりました。

候補者への折衝方法にも課題が多く、従来の方では選出がますます難しくなっていくことと思われます。お忙しい中、次年度本部役員を快く引き受けてくださった皆様に心より御礼申し上げます。

以上

令和3年度PTA本部決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
1 会 費	495,000	539,500	44,500	
2 昨年度繰越金	307,782	307,782	0	
3 雑収入	5,000	5,312	312	預金利息・廃乾電池回収など
合 計	807,782	852,594	44,812	

支出の部

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
運 営 費				
事務費	30,000	23,225	6,775	コピー用紙代、封筒代他
記念品代	20,000	14,428	5,574	卒業生コサージュ代
合 計	50,000	37,651	12,349	
活 動 費				
本部活動費	150,000	142,729	7,271	各委員会活動費含む
学年助成金	129,000	121,156	7,844	学年行事等 300円×430人
慶弔費	20,000	10,000	10,000	弔慰金
渉外費	50,000	0	50,000	市小P会費、地域自治会行事への協力他
印刷消耗費	20,000	28,930	▲ 8,930	マスターロール、インク代
備品修繕費	10,000	0	10,000	
備品購入費	10,000	0	10,000	
傷害保険費	43,200	41,092	2,108	傷害保険料100円(従前額)賠償責任保険料12円(会員数)賠償保険の法定精算
保育費	10,000	0	10,000	定期総会、運営委員会等の保育費
防犯活動費	5,000	0	5,000	
合 計	447,200	343,907	103,293	
積 立 金				
備品償却積立金	10,000	10,000	0	印刷機等修理積立金①
備品購入積立金	20,000	20,000	0	印刷機等購入積立金②
積立金	50,000	50,000	0	特別行事等の積立金③
合 計	80,000	80,000	0	
予 備 費	230,582	0	230,582	
總 合 計	807,782	481,558	346,224	

1. 収入支出の差額 391,036 円は、次年度へ繰り越します。

2. 積立金残高 前期末の積立金残高 PTA会費より繰り入れ 本年度末の積立金残高

①備品償却積立金	357,761円	10,000円	367,761円
②備品購入積立金	320,000円	20,000円	340,000円
③積立金	282,173円	50,000円	332,173円

令和4年3月31日 会計 大澤 敦子

会計 清水 瞳

収支について監査の結果、正当であることを確認しました。

令和4年3月31日 会計監査 石川 隆典

会計監査 森泉 孝子

令和4年度PTA本部役員・庶務・会計監査員候補(案)

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、活動内容の中止・縮小などを考慮し、下記の最小限の本部役員・会計監査員、本年度より各学年に庶務をおき本部活動を行います。

役職	氏名	児童のクラス
会長	奥野 友	1-2
副会長	根津 美穂	2-2
	福島 弘士	2-2
	大森 雅之	教職員
書記	佐久田 真由	5-3
	久保田 紅葉	4-1
	田中 芳子	教職員
会計	大澤 敦子	6-1
	清水 瞳	4-3
会計監査	菅野 亜月	5-3
	宮森 陽子	5-2
相談役	福島 由佳	前会長

各学年担当庶務

1年	秋山 恵理	1-1	高村 玲央奈	1-2		
2年	近野 典子	2-1	向山 美香	2-2		
3年	猪狩 志歩	3-1	今村 梓	3-2		
4年	酒井 麻美	4-1	西川 伸江	4-2	岡 亜由美	4-3
5年	毛利 沙織	5-2	石川 隆美	5-3	小西 香織	5-3
6年	中村 幸子	6-3	大澤 敦子 (会計兼務)	6-1		

令和4年度年度 PTA 活動方針(案)

【活動スローガン】

「ボランティア制お試し導入！」～スポットで参加できるスリムなPTAへ～

【活動目標】

- 参加しやすいPTA組織を目指して、従来の活動を見直し、変革に努めます。
 - やれる時に、やりやすい活動で、スポットで参加できる仕組みづくりを目指します。
 - 子どもたちの安心・安全を守るため、見守り活動を強化し、かつ参加しやすい設定にします。
 - ホームページ、マチコミメール等を一層活用し、PTA活動の実際を発信していきます。
- ※**PTA会費** PTA活動の運営財源として、1世帯年額1,000円を徴収させていただきます。
(傷害補償保険 年額120円/世帯 を含みます。)

令和4年度本部活動予定

	<u>活 動 予 定</u>	<u>実施予定日</u>
1	PTA 行事障害保険更新	5月15日
2	第45回定期総会（書面総会）	5月27日
3	第48回運動会 協力	10月1日
4	PTA 広報誌発行	1学期中
5	PTA だより発行	随時
6	使用済み乾電池回収	通年
7	PTA 登校見守り活動	月1回
8	PTA 芝生エス	9月3日（※検討中）

※活動日程は状況により変更になる事があります。

運営委員会の日程予定

第1回	6月17日（金）19時～	武蔵野小学校会議室にて
第2回	10月21日（金）19時～	武蔵野小学校会議室にて
第3回	2月17日（金）19時～	武蔵野小学校会議室にて

※運営委員会は全会員が傍聴できます。

令和4年度PTA本部予算(案)

収入の部

項目	本年度	前年度	比較	摘要
1 会費	340,000	495,000	-155,000	本年度:1,000円×340世帯 前年度:1,500円×360世帯
2 昨年度繰越金	391,036	307,782	83,254	
3 雑収入	5,000	5,000	0	預金利息、廃電池回収等
合計	736,036	807,782	-71,746	

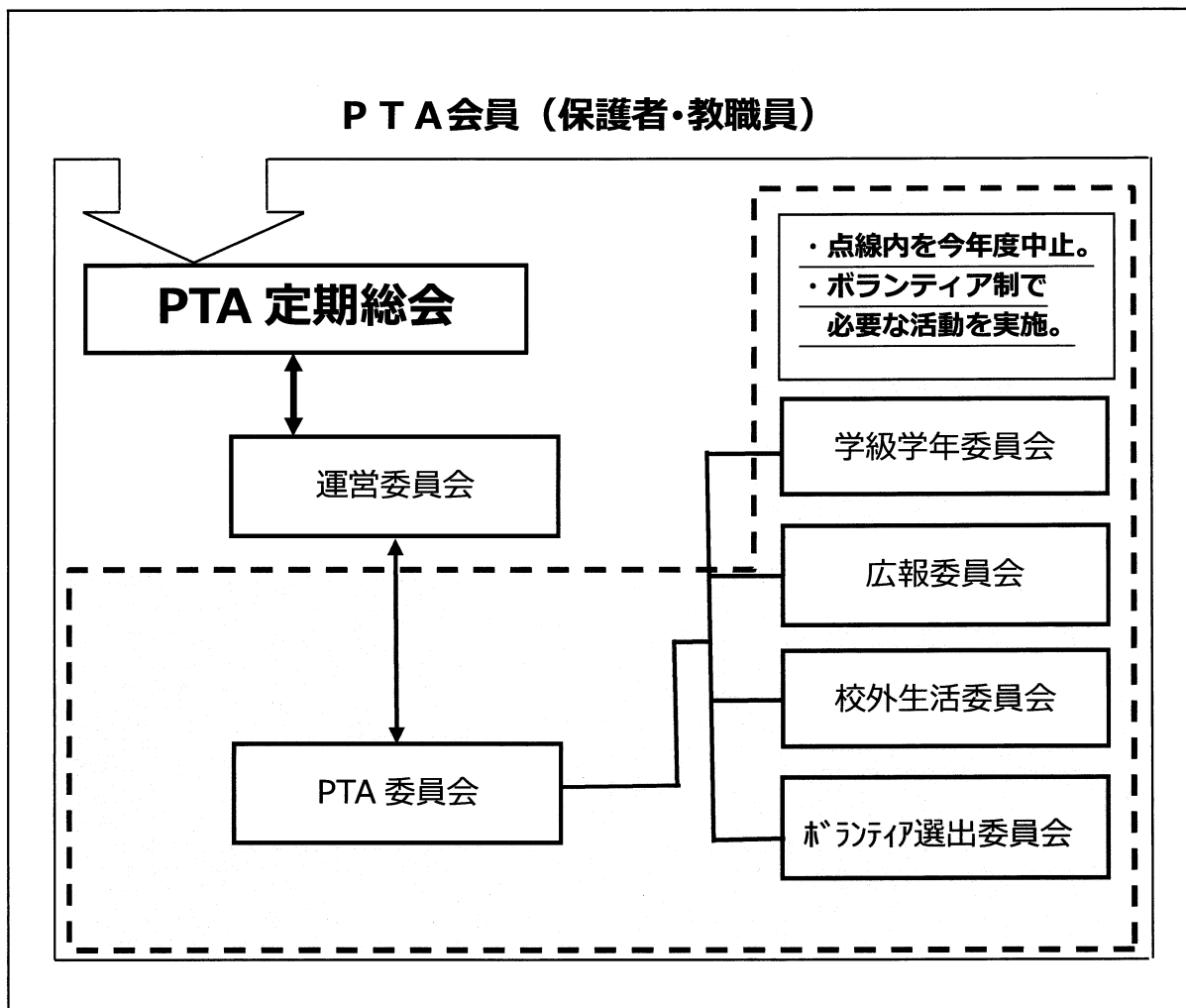
支出の部

項目	本年度	前年度	比較	摘要	
運営費	事務費	20,000	30,000	-10,000	コピー用紙代、封筒代他
	記念品代	20,000	20,000	0	卒業生コサージュ代
	合計	40,000	50,000	-10,000	
活動費	本部活動費	110,000	150,000	-40,000	運動会、PTA行事他
	学年助成金	129,900	129,000	900	学年行事等300円×433人
	慶弔費	20,000	20,000	0	弔慰金
	渉外費	40,000	50,000	-10,000	市小P分担金、地域自治会への協力他
	印刷消耗費	20,000	20,000	0	インク・マスターロール等
	備品修繕費	5,000	10,000	-5,000	修理費等(印刷機保守料含む)
	備品購入費	5,000	10,000	-5,000	
	傷害保険費	43,200	43,200	0	傷害保険料108円(世帯数)管理賠償責任保険料12円(会員数)賠償保険の確定精算 ※1
	保育費	10,000	10,000	0	定期総会、運営委員会時保育費等
	防犯活動費	3,000	5,000	-2,000	パトロール用品等
合計	386,100	447,200	-61,100		
積立金	備品償却積立金	10,000	10,000	0	印刷機等修理積立金 ※2
	備品購入積立金	20,000	20,000	0	印刷機等購入積立金 ※2
	積立金	50,000	50,000	0	特別行事等の積立金 ※2
	合計	80,000	80,000	0	
予備費	229,936	230,582	-646		
総合計	736,036	807,782	-71,746		

※1 会費の中には、保険料の120円が含まれる。

※2	前期末の積立金残高	4年度積立金	本年度末の積立金残高
①備品償却積立金	367,761円	10,000円	377,761円
②備品購入積立金	340,000円	20,000円	360,000円
③積立金	332,173円	50,000円	382,173円

武蔵野小学校 P T A 組織図（案）



◆ 運営委員会の構成

本部役員 → 全役員（※令和4年度は庶務を除く全役員）

各委員会 → 議決を要する場合のみ各委員会一名の出席（※委員会中止のため無）

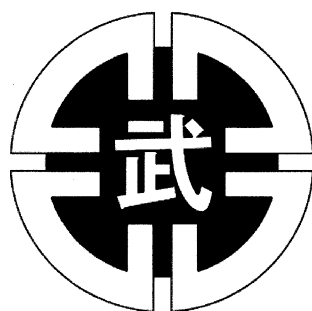
◆ PTA各委員会の構成（令和3年度版）※令和4年度は選出いたしません。

	学級学年委員会	広報委員会	校外生活委員会	ボランティア選出委員会
保護者	1～6年 各々2名	1～6年 各々1名	1～6年 各々2名	1～6年 各々1名
教職員	1名	1名	1名	-
本部役員 サポート担当	会計	書記	副会長	会長・副会長

令和3年5月改定

「武蔵野小学校 PTA」

会則（案）



「武蔵野小学校PTA」会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は「武蔵野小学校PTA」といい、所在地を同校内におきます。
(住所：昭島市武蔵野2-3-1)
- 第2条 本会は児童の幸福と健全な成長を図るために、憲法・教育基本法の内容に沿って保護者（または、これに代わる者）と教職員が協力します。また、学校・家庭・社会における教育条件の改善・充実につとめるとともに、会員の教養を高め親睦を図ることを目的とします。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の方針を守ります。
- 1.学級・学年・地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め会員の総意を集めて活動します。
 - 2.学校や学区内の教育的環境を整備・改善するために努力します。
 - 3.会員の様々な研修やサークル活動を盛んにするよう努めます。
 - 4.本会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力をします。ただし本会及び会員はその名において特定の政党・宗派・営利企業に対しこれを支持したり反対したりしません。
 - 5.その他、本会の目的を果たすための必要な活動を行います。
- 第4条 本会会員は本会の主旨に賛同する本校児童の保護者（又はこれに代わる者）〈以下これを保護者と称す〉と教職員により構成され、すべて平等の権利と義務を持ちます。

第2章 会 計

- 第5条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてます。
- 第6条 会費は世帯単位とし、その金額は定期総会で決定します。ただし会員の事情により免除することができます。
- 第7条 会費は2学期末までに転入の場合は金額の3分の2、3学期末までに転入の場合は3分の1を徴収します。
- 第8条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

第3章 本部役員および会計監査員

- 第9条 本会の役員〈以下、本部役員と称す〉及び会計監査員は次のとおりとします。
- 1.会長 1名以上（保護者）
 - 2.副会長 3名以上（保護者2名以上、教職員1名）
 - 3.書記 3名以上（保護者2名以上、教職員1名）
 - 4.会計 2名以上（保護者）
 - 5.会計監査員 2名（保護者）
- 第10条 本部役員及び会計監査員の任期は1年とし、会員からの推薦を受け本人の承諾があれば再任を妨げません。ただし、他の役員との兼任は認めません。
- 第11条 本部役員及び会計監査員の任務は次のとおりとします。
- 1.会長は、本会を代表し、会務の執行・財産の管理などいっさいの責任を負います。
 - 2.副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその代理を務めます。
 - 3.書記は、諸会議の通知、記録、その他の資料を整理保管します。
 - 4.会計は、経理事務を行い報告します。
 - 5.会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告します。
- 第12条 本部役員及び会計監査員の選出は、別に定める「細則Ⅰ本部役員・会計監査員選出に関する細則及び細則Ⅴボランティア選出委員会に関する細則」に基づいて行います。ただし、教職員側役員の選出については教職員に一任します。

第4章 定期総会・運営委員会・本部役員会

- 第13条 定期総会は本会の最高議決機関であり、毎年度初めに開催されます。
1. 運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要請があったとき、会長は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければなりません。
- 第14条 定期総会には、それぞれ次の事項が行われます。
1. 前年度の事業並びに決算報告の審議・承認
 2. 本部役員・会計監査員の承認及び就任
 3. 新年度事業計画及び予算の審議・決定
 4. その他重要事項の報告・審議・決定
- 第15条 定期総会の成立定数は会員（世帯単位）の3分の1以上とし、委任状又は書面表決書を認めます。議決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。議長は互選によります。
- 第16条 運営委員会は、本部役員と学級学年委員の委員長・学年代表、校外生活委員会・広報委員会・ボランティア選出委員会・その他の委員会の、委員長・副委員長・書記で構成し、会の運営に必要な事項について審議し、これを処理します。
- 第17条 運営委員会は第16条の構成員の2分の1以上の出席で成立し、会議の議決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。
- 第18条 本部役員会は本部役員で構成され、会務についての企画・立案・調整及び緊急事項を処理します。

第5章 委員会・PTA組織

- 第19条 本会の活動を円滑に行うため、次の委員会並びにPTA組織を置きます。
1. 学級学年委員会
 2. 校外生活委員会
 3. 広報委員会
 4. ボランティア選出委員会
 5. その他の運営委員会が必要と認めた委員会並びにPTA組織
- 第20条 各委員会並びにPTA組織についての詳細は別に定める各細則に基づきます。

第6章 補 則

- 第21条 1. 運営委員会は原則として公開します。一般会員は必要に応じて会を傍聴することができます。
2. 校長（または副校長）は、PTAの活動が学校の運営に関わる場合、各種の委員会・本部役員会に出席して意見を述べ、相互の調整に当たることができます。
- 第22条 本部役員・会計監査員に正当な事由において欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充又は代理をおくことができます。この選出方法については本部役員会において協議し適切に処理します。
- 第23条 各委員会委員に正当な事由において欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充又は代理をおくことができます。
- 第24条 この会則の改廃は、定期総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。ただし、本会の運営について必要な細則は、規約に反しない限り運営委員会での承認をもって改廃することができます。なお、この細則の改廃については定期総会に報告し正に承認されるものとします。

付則 この会則は昭和53年2月1日から実施します。

昭和61年	5月10日	一部改正
昭和62年	5月9日	一部改正
昭和63年	5月14日	一部改正
平成9年	5月17日	一部改正
平成10年	5月16日	一部改正
平成11年	5月15日	一部改正
平成19年	4月1日	一部改正
平成20年	11月21日	一部改正
平成23年	4月28日	一部改正
平成24年	4月27日	一部改正
平成25年	4月25日	一部改正
平成26年	4月23日	一部改正
平成28年	5月2日	一部改正
令和元年	5月18日	一部改正
令和2年	6月20日	一部改訂

[細則Ⅰ] 本部役員・会計監査員選出に関する細則

- 第1条 会則第3章第12条に基づき、本部役員・会計監査員に関する細則について次の通り定めます。
- 第2条 本部役員について
イ. 保護者より本部役員（7名以上）を選出します。
ロ. 各役職は当人との合意に基づいて決定されます。
- 第3条 本部役員は各学級から選出された1名とボランティア選出委員会より選出された候補者と担当教職員によって構成されます。
- 第4条 会計監査員について
イ. 会計監査員は保護者から2名を選出します。
ロ. 会計監査員は本部役員経験者とします。
- 第5条 本部役員及びその役職と会計監査員は、定期総会の承認を得て決定されます。
(付則) 令和 2年6月20日 新設
令和4年度本部役員選出より適応する。

[細則Ⅱ] 学級学年委員会に関する細則

- 第6条 会則第5章第20条に基づき、学級学年委員会に関する細則について次の通り定めます。
- 第7条 学級学年委員は、各学級から選ばれた2名と担当教職員によって構成します。
- 第8条 学級学年委員会は、委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者1名、教職員1名）、書記1名（保護者）を選びます。
- 第9条 学級学年委員の委員長・学年代表は運営委員会の構成員となり、会の運営に必要な事項について審議しこれを処理します。
- 第10条 学級学年委員は会の運営に関し、会員の意見交換・調整を図ります。
- 第11条 学級学年委員会は児童の学習生活の向上に協力します。
- 第12条 活動内容は原則として委員会活動規約に従い、その他については学級学年委員会で検討し運営委員会又は本部役員会で報告し行うものとします。
(付則) 本細則は平成24年4月27日より実施する。
令和 元年5月18日一部改訂

[細則Ⅲ] 校外生活委員会に関する細則

- 第1条 会則第5章第20条に基づき、校外生活委員会に関する細則について次の通り定めます。
- 第2条 校外生活委員は、各学級から選ばれた2名と担当教職員によって構成します。
- 第3条 校外生活委員会は委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者1名、教職員1名）、書記1名（保護者）、会計係（保護者）を選びます。
- 第4条 委員長・副委員長・書記は運営委員会の構成員となり、会の運営に必要な事項について審議しこれを処理します。
- 第5条 会計係は活動費の経理事務を行い、会計報告を提出します。
- 第6条 校外生活委員会は児童の校外生活の安全・向上に努め、指導にあたります。
- 第7条 活動内容は原則として委員会活動規約に従い、その他については校外生活委員会で検討し運営委員会又は本部役員会で報告し行うものとします。
(付則) 本細則は平成24年4月27日より実施する。
平成28年5月2日 一部改訂

[細則Ⅳ] 広報委員会に関する細則

- 第1条 会則第5章第20条に基づき、広報委員会に関する細則について次の通り定めます。

- 第2条 広報委員は、各学級から選ばれた1名と担当教職員によって構成します。
- 第3条 広報委員会は委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者1名、教職員1名）、書記1名（保護者）、会計係（保護者）を選びます
- 第4条 委員長・副委員長・書記は運営委員会の構成員となり、会の運営に必要な事項について審議しこれを処理します。
- 第5条 会計係は活動費の経理事務を行い、会計報告を提出します。
- 第6条 広報委員はPTA広報誌の企画・発行を行います。
- 第7条 活動内容は原則として委員会活動規約に従い、その他については広報委員会で検討し運営委員会又は本部役員会で報告し行うものとします。
- （付則） 本細則は平成24年4月27日より実施する。

[細則V] ボランティア選出委員会に関する細則

- 第1条 会則第3章第12条に基づきボランティア選出委員会を設置し、第5章20条に基づきボランティア選出委員会に関する細則について次の通り定めます。
- 第2条 ボランティア選出委員は、各学級から選ばれた1名と本部役員1名によって構成します。
- 第3条 ボランティア選出委員会は委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計係を選びます。
- 第4条 委員長・副委員長・書記は運営委員会の構成員となり、会の運営に必要な事項について審議しこれを処理します。
- 第5条 会計係は活動費の経理事務を行い、会計報告を提出します。
- 第6条 ボランティア選出委員会は、会員より本部役員・会計監査員の推薦の受理を行い、本部役員候補者・会計監査員候補者を選出します。
- 第7条 ボランティア選出委員が候補者として推薦された場合は、ボランティア選出委員を外れ候補者となります。
- 第8条 ボランティア選出委員会は、学校行事・学校生活環境をサポートするボランティアを保護者から募集します。
- 第9条 活動内容は原則として委員会活動規約に従い、その他についてはボランティア選出委員会で検討し運営委員会又は本部役員会で報告し行うものとします。
- （付則） 本細則は平成24年4月27日より実施する。
- 平成26年4月23日 一部改訂
- 平成28年5月2日 一部改訂
- 令和2年6月20日 一部改訂

[細則VI] 弔慰金等に関する細則

- 第1条 会員及びその家族に対する弔慰金は次のとおりとします。
- | | |
|---------------------------|------------|
| 1. 在校児童の父母及び教職員死去の場合 | 金額 10,000円 |
| 2. 在校児童死去の場合 | 金額 10,000円 |
| 3. 教職員父母、子死去の場合 | 金額 5,000円 |
| 4. 教職員の配偶者死去の場合 | 金額 5,000円 |
| 5. その他、本校の教育活動においてご協力された方 | 金額 5,000円 |
- 第2条 以上の規定以外、特に必要と認めた場合は本部役員会で協議の上処理し、運営委員会において承認を得るものとします。
- （付則） この細則は昭和55年4月1日に制定
- 昭和57年4月1日 一部改定
- 平成17年5月13日 一部改定
- 平成19年4月1日 一部改定
- 平成24年4月27日 一部改定
- 平成26年4月23日 一部改定
- 令和元年5月18日 一部改定

[細則Ⅵ] 周年行事開催年に関する細則

第1条 本校の周年行事開催年となった場合は、本部役員の人員を増員することができます。本部役員の人員構成は次のとおりとします。又、必要人数は本部役員会にて決定します。

1. 副会長 1名以上
2. 書記 1名以上
3. 会計 1名以上

第2条 役員を選出は必要に応じ本部役員とボランティア選出委員会が行い、詳細は「細則Ⅳ 本部役員・会計監査役員選出及びボランティア選出委員会に関する細則」に準じるものとします。

(付則) 平成24年4月27日 新設
平成26年4月23日 一部改訂
令和 元年5月18日 一部改訂

[細則Ⅶ] 昭島市公立小学校PTA協議会に関する細則

第1条 昭島市公立小学校PTA協議会において本校が会長校又は副会長校になった場合は、専従の次の本部役員をおくことができます。

1. 書記 1名
2. 会計 2名

第2条 専従役員を選出は必要に応じ本部役員とボランティア選出委員会が行い、詳細は「細則Ⅳ 本部役員・会計監査役員選出及びボランティア選出委員会に関する細則」に準じるものとします。

(付則) 平成24年4月27日 新設
平成26年4月23日 一部改訂
令和 元年5月18日 一部改訂

[細則Ⅷ] 本部役員及び委員の免除に関する細則

第1条 本部役員及び各委員会委員長になった場合、次年度より5年間につき、本部役員及び各委員を免除できるものとします。

(付則) 平成28年5月2日 新設
令和 元年5月18日 一部改訂

[細則Ⅸ] 相談役に関する細則

第1条 本部役員経験者を相談役として選出できるものとします。

第2条 相談役は会則第1章第4条の構成会員に限らず選出することができるものとします。

第3条 相談役の選出は本部役員会・運営委員会で選出し、定期総会にて承認されるものとします。

第4条 相談役の任期は1年とし、本人の承諾があれば再任を妨げません。

第5条 相談役は本部会・運営委員会・各委員会への出席が認められるものとします。

第6条 相談役はPTA活動においての助言、相談を受けるものとし、議決権持たないものとします。

(付則) 令和 2年6月20日 新設

[細則XI] 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、武蔵野小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) PTA 会費請求、役員・委員管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本部役員・委員会名簿等の作成
- (4) 児童の校内外での安全管理のため

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTAに書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(付則) 令和 元年5月18日 新設